

## 消費者安全法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 消費者安全法の一部改正（生命又は身体の被害に係る消費者事故等の調査）

#### 一 目的

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための措置として、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施を追加すること。

#### 二 定義

この法律において「生命身体事故等」とは、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（以下「法」という。）第二条第五項第一号に掲げる事故及び同項第二号に掲げる事態をいうこと。

#### 三 基本方針の策定

1 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（次項において「基本方針」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴かな

ければならないこと。

2 内閣総理大臣は、基本方針の変更について都道府県知事による提案がされた場合において、消費者委員会に加えて消費者安全調査委員会の意見も聴いて、必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならないこと。

#### 四 消費者安全調査委員会

1 消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くこと。

2 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどること。

イ 生命身体事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等、同条第四項に規定する鉄道事故等及び同条第六項に規定する船舶事故等を除く。二及び六の三を除き、以下同じ。）の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」と総称する。）を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うこと。

ロ 生命身体事故等について、他の行政機関（運輸安全委員会を除く。）による調査若しくは検査又

は法律（法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）の規定による地方公共団体の調査若しくは検査（法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。）の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価（以下単に「評価」という。）を行うこと。

ハ 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価（以下「事故等原因調査等」という。）の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。

ニ 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

ホ イ、ニに掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。

へ イ〜ホに掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

3 調査委員会の委員は、独立してその職権を行うこと。

4 調査委員会は、委員七人以内をもって組織すること。

5 調査委員会に、臨時委員及び専門委員を置くことができること。

6 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

7 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

8 委員の任期は、二年とすること。

9 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とすること。

10 委員長は、委員の互選により選任すること。

11 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事

故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を

有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に従事させてはならないこと。

12 11の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができないこと。

## 五 事故等原因調査等

1 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでないこと。

2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができ

ること。

イ 事故等原因に関係があると認められる者（ロ及び17において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

ロ 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。

ハ 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。

二 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。

ホ 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。

ヘ 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

3 2の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないこと。

4 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、1のただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする

5 調査委員会は、4の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができること。

6 調査委員会は、4の評価の結果、更に調査委員会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする

7 4の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる

8 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に

係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができること。

9 8の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

10 8の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこと。

11 内閣総理大臣は、生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならないこと。

12 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができること。



13 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならないこと。

14 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができること。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならないこと。

15 調査委員会は、14の規定による申出があつたときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならないこと。

16 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が14の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄

弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った法第二条第六項第一号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととし、又は行わないこととしたときは、速やかに、その旨を当該被害者等に通知しなければならないこと。

17 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこと。

18 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならないこと。

イ 事故等原因調査の経過

ロ 認定した事実

ハ 事実を認定した理由

ニ 事故等原因

ホ その他必要な事項

19 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から一

年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

## 六 勧告及び意見の陳述

1 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、1の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならぬ。

3 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

## 七 雑則

1 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

2 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者（第二の二において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

3 何人も、五の二の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

## 八 罰則

所要の罰則を設けること。

九 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 消費者安全法の一部改正（重大な財産被害に係る措置等）

### 一 定義

この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、法第二条第五項第三号に掲げる事態（取引の分野についての「消費者事故等」）のうち、同号に定める行為に係る取引であつて次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいうこと。

イ 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のものとは著しく異なるもの

ロ イに掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であつて、政令で

定めるもの

二 関係行政機関の長等への情報提供

内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができること。

三 多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令

1 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この項及び次項において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために必要があると認めるときは、当該多数消費

者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができること。

2 内閣総理大臣は、1の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

四 その他所要の改正を行うこと。

### 第三 附則

この法律の施行期日の規定を整備すること。